

(公財) 全日本スキー連盟
日本スキー指導者協会 規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、(公財) 全日本スキー連盟 日本スキー指導者協会
(英文名 SKI INSTRUCTOR OF JAPAN 、 略称 S. I. J.) という。

(事務所)

第 2 条 この会の事務所は東京都に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この会は、スキー指導者相互の情報交換をはかることにより、スキー界の活性化に寄与し、あわせてスキー指導者の資質の向上と社会的貢献をはかることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スキー指導者相互の情報交換と連携
- (2) (公財) 全日本スキー連盟 (略称 S. A. J) への協力
- (3) 機関紙の発刊
- (4) その他、この会の目的達成に必要な事業

第 3 章 会 員

(会 員)

第 5 条 この会の会員は、S. A. J. 加盟団体及びスキー指導者により構成する各都道府県の団体を会員とする。
ただし、団体が会員でない場合は個人を会員とすることができる。

(賛助会員)

第 6 条 この会の目的に賛同し、その事業に協力する個人または団体を賛助会員とすることができる。

(会員の義務)

第 7 条 会員は、この会の行う事業に積極的に協力し、または行事に参加するものとする。

- 2. 会員は別に定められた会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員が退会するときは、その理由を付し、退会届を会長に提出しなければならない。

第 4 章 役 員

(役 員)

第 9 条 この会に、次の役員をおく。

- (1) 理事 10 名以上 20 名以内
- (2) 特別理事 若干名
- (3) 監事 2 名

- 2. 理事のうち 1 人を会長、若干名を副会長、1 人を理事長、若干名を副理事長とする。

(役員の選任)

第 10 条 前条の役員は、総会で選任する。

2. 会長及び副会長の選出は、別に定める。
3. 理事は、ブロック及び会長より推挙する。
4. 特別理事は、理事会で推挙する。
5. 理事長及び副理事長は、理事の中から理事会の互選により選出する。

(役員の職務)

第 11 条 会長はこの会を代表し、この会の業務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある場合及び必要に応じ職務を代行する。
3. 理事長は会長及び副会長を補佐し、この会の業務を掌理する。
4. 理事は日常の業務を執行する。

(監事の職務)

第 12 条 監事は会議に出席し、意見を述べることができる。ただし議決に加わることはできない。

2. 監事は次の各号に定める業務を行う。
 - (1) 財産の状況及び整理の監査
 - (2) 業務執行状況の監査
3. 監査の結果、必要があると認めるときは、総会を招集することができる。

(役員の任期)

第 13 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 役員はその任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、その職務を遂行する。
3. 補充または増員により選出された役員の任期は、現任者の残存期間とする。

(役員の解任)

第 14 条 役員が次の各号に該当したときは総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務執行に耐えられないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反及び役員にふさわしくない行為があったと認められたとき。

(役員の報酬)

第 15 条 役員は原則として無報酬とする。

ただし、その職務のため必要な費用について支給することができる。

(名誉役員)

第 16 条 この会に名誉会長、名誉顧問、特別顧問、顧問、参与、会友をおくことができる。

2. 名誉会長は、この会の会長であった者を総会にはかり会長が委嘱する。
3. 名誉顧問は、この会の名誉会長であった者及び同等の功労のあった者を総会にはかり会長が委嘱する。
4. 特別顧問は、必要に応じ総会にはかり会長が委嘱する。
5. 顧問及び参与は、この会の発展に特に功労のあった者を総会にはかり会長が委嘱する。
6. 特別顧問及び顧問は特定事項について会長の諮問に応ずる。
7. 参与は特定事項について理事会の諮問に応ずる。

(事務局)

第 17 条 この会の事務処理を行うために事務局をおく。

2. 事務局の構成は次のとおりとする。

局 長 1名
次 長 2名以内
局 員 若干名

3. 局長は会長が任命し、理事とする。
4. 次長及び局員は会長が任命する。
5. 局員は有給とすることができる。ただし、その報酬は理事会の議決を得て会長が定める。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第 18 条 この会の会計年度は毎年 6 月 1 日より 5 月 31 日までとする。

(経 費)

第 19 条 この会の運営に要する費用は次の各号をもってあてる。

- (1) 年会費
- (2) 事業収入
- (3) 協賛金
- (4) 補助金
- (5) その他の収入

(年会費)

第 20 条 年会費は、原則として都道府県会員の規模割りによるが、実情によりブロック単位に算定し納入することができる。なお、その算定方法は個人会員と合わせ別に定める。

第 6 章 会 議

(会議の種類)

第 21 条 この会の会議は総会、理事会、その他各種委員会とする。

(総 会)

第 22 条 総会はこの会の最高の議決機関とする。

(総会の構成)

第 23 条 総会は、各都道府県から選出された代表委員及び役員で構成する。

2. 名誉役員に出席を要請し、意見を求めることができる。

(総会の招集)

第 24 条 総会は毎年 1 回以上、会長が招集する。

ただし、代表委員の 2 分の 1 以上から会議の目的事項を示し、総会開催の請求があったときは 60 日以内に総会を招集しなければならない。

(総会の議決)

第 25 条 総会の議決は、特別に定めた事項を除き、出席理事及び代表委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は会長もしくは会長の指名する者とする。

(総会の審議事項)

第 27 条 総会は次の事項を審議、決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項

- (2) 事業報告及び収支決算報告に関する事項
- (3) 役員を選出、承認及び解任
- (4) 規約、規程の改廃
- (5) 会員の加盟の承認及び除名
- (6) 会員からの提出議案
- (7) 役員及び会員の表彰
- (8) その他、必要と認める事項

(理事会)

第 28 条 理事会は会長、副会長、理事、特別理事、監事をもって構成し、会長が必要に応じ招集する。

- 2. 理事会の議長は会長もしくは会長の指名する者とする。
- 3. 会長は必要に応じ、名誉役員に出席を要請し意見を求めることができる。

(理事会の業務)

第 29 条 理事会は次の業務を処理する。

- (1) 事業計画及び予算の立案ならびに執行
- (2) 事業報告及び決算の処理
- (3) 役員等の選考に関する事項
- (4) 規約、規程の立案
- (5) 会員拡大に関する事項
- (6) 会員からの提出議案の処理
- (7) 役員及び会員の表彰者の推薦
- (8) その他、必要事項

(各種委員会)

第 30 条 この会に事業遂行上必要と認める場合、各種委員会をおくことができる。

- 2. 各種委員会の設置及び構成する委員の選出は理事会の議決による。
- 3. 委員は会長が委嘱する。

(議事録)

第 31 条 総会及び理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 会議に出席した構成員の氏名
 - (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過の要旨及び発言者の発言要旨
- 2. 議事録には、議長及びあらかじめ選出された議事録署名人が署名しなければならない。
 - 3. 議事録は作成後すみやかに会議構成員に開示することとする。

第 7 章 付 則

(細 則)

第 32 条 この規約の施行上必要な事項は、別に細則に定めることができる。

(規約の改廃)

第 33 条 この規約の改廃は、総会において出席理事及び代表委員の過半数の同意によらなければならない。

(規約の施行と改正)

第 34 条 この規約は昭和 58 年 10 月 30 日より施行する。

昭和 61 年 12 月 3 日改正

昭和 62 年 8 月 23 日改正

昭和 63 年 8 月 27 日改正

平成 6 年 7 月 17 日改正

平成 7 年 7 月 12 日改正

平成 9 年 7 月 12 日改正

平成 10 年 7 月 19 日改正

平成 11 年 7 月 18 日改正

平成 13 年 8 月 5 日改正

平成 15 年 8 月 2 日改正

平成 16 年 7 月 31 日改正

平成 21 年 7 月 26 日改正

平成 22 年 8 月 8 日改正 (全面)

平成 25 年 6 月 29 日改正 (全面)

平成 27 年 6 月 27 日改正

**(公財) 全日本スキー連盟 日本スキー指導者協会
運営細則**

(会長及び副会長の選出)

第 1 条 会長及び副会長は、理事会の推挙に基づき総会において選出する。

(総会への出席)

第 2 条 賛助会員、名誉会員、個人会員及び都道府県会員に属する個人は総会に出席することができる。ただし、議決には加わらない。

(年会費)

第 3 条 会員の年会費は原則として別表に定めた金額とする。

(慶 弔)

第 4 条 役員等の慶弔については、必要に応じその都度会長が決め執行する。

付 則

第 1 条 この運営細則の改廃は、理事会において議決し、総会の承認を得なければならない。

第 2 条 この運営細則は、平成 22 年 8 月 8 日より施行する。

平成 25 年 6 月 29 日改正

平成 27 年 6 月 27 日改正